

公益社団法人 中播広域シルバー人材センター 職場におけるハラスメント防止に関する方針

1 基本方針

公益社団法人中播広域シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、すべての役職員等が個人として尊重され、安全で安心して働くことができる職場環境を確保するとともに、利用者、顧客、取引先等に対して誠実で適切なサービスを提供するため、ハラスメントの防止に取り組みます。ハラスメントは、相手の尊厳や人格を傷つけ、職場環境や業務の円滑な遂行に悪影響を及ぼす行為です。当センターは、ハラスメントを許容せず、組織として予防、早期発見、適切な対応及び再発防止に努めます。

2 適用範囲

本方針は、当センターの役員、正規職員、嘱託職員、臨時職員、その他当センターの業務に従事する者（以下「職員等」といいます。）に適用します。雇用形態にかかわらず、職員等は本方針を遵守しなければなりません。

本方針における「職場」には、通常の勤務場所のほか、出張先、業務上の会議、業務に関連するオンライン上のやり取り等、職務に関連する場所・場面を含みます。

3 禁止するハラスメント行為

当センターは、次の行為を禁止します。ハラスメントに該当するかどうかは、言動の内容、目的、状況、頻度、相手への影響等を踏まえて判断します。

（１）パワーハラスメント

職場における優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超え、職員等の就業環境を害する行為。適正な業務指示や指導であっても、人格を否定する言動や不必要な威圧等を伴うことは認められません。

（２）セクシュアルハラスメント

職場における性的な言動により、相手に不利益を与えたり、就業環境を害したりする行為。相手の意に反する性的な発言、質問、接触、画像の提示、交際の強要等を含みます。

（３）妊娠・出産・育児・介護等に関するハラスメント

妊娠・出産等に関する言動や、育児休業・介護休業その他の制度・措置の利用に関する言動により、職員等の就業環境を害する行為。制度の利用を妨げたり、利用したことを理由に嫌がらせをしたりする行為を含みます。

（４）職員等から利用者・顧客・取引先等に対するカスタマーハラスメント

職員等が、利用者、顧客、取引先その他業務上関係する者に対して行う、暴言、侮辱、威圧的な言動、差別的な発言、性的な言動、不要な身体接触その他相手の人格や尊厳を傷つける不適切な行為を禁止します。職員等は、相手の権利と人格を尊重し、誠実かつ適切に対応しなければなりません。

（５）その他のハラスメント

上記のほか、属性や個人の事情等に関する不適切な言動、嫌がらせ、いじめ等、相手の人格・尊厳を傷つける行為を禁止します。

4 センターの責務と防止のための取組

- ① 本方針及びハラスメント防止に関するルールを職員等に周知します。
- ② 必要に応じて研修・啓発を行い、管理者及び職員等の理解を深めます。
- ③ 相談しやすい体制を整え、ハラスメントの兆候を把握した場合は、放置せず適切に対応します。
- ④ 相談者の意向や安全に配慮しながら、事実確認、被害の拡大防止、職場環境の改善及び再発防止に取り組みます。

5 相談窓口及び相談への対応

当センターは、ハラスメントに関する相談窓口を設けます。被害を受けた職員等だけでなく、行為を目撃した職員等や、ハラスメントに該当するか判断が難しい場合も相談できます。相談は、口頭、電話、メール又は面談等、あらゆる方法で受け付けます。

相談を受けた場合は、相談者のプライバシーに配慮し、必要な範囲で関係者から事情を聴くなど、公正かつ迅速に事実確認を行います。相談者の意向を確認しつつ、必要に応じて安全確保、接触の回避、勤務上の配慮その他の措置を講じます。

内部相談窓口： 事務局長

外部相談窓口： 姫路総合労働相談コーナー（姫路労働基準監督署内）

姫路市北条 1-83 Tel.079-256-5793

6 プライバシー保護と不利益な取扱いの禁止

当センターは、相談者、行為を指摘された者、事実確認に協力した者等のプライバシーを適切に保護し、相談内容や確認した情報を必要な範囲で取り扱います。

ハラスメントに関する相談、申出、事実確認への協力等を理由として、解雇、雇止め、降格、不当な配置転換その他の不利益な取扱いを行いません。また、相談者等への報復や嫌がらせを禁止します。

7 事実確認後の措置と再発防止

ハラスメントの事実が確認された場合は、行為者に対する指導、懲戒その他必要な措置を適切に行います。措置に当たっては、事実関係や行為の内容・程度等を踏まえ、公正に判断します。

併せて、被害を受けた者への配慮、関係者間の調整、職場環境の改善、研修の実施等、事案に応じた再発防止策を講じます。相談内容や事実確認の結果を、必要なく広めることはしません。

8 方針の周知・見直し

当センターは、本方針を職員等に周知し、必要に応じて研修等を通じて理解の促進を図ります。法令の改正やセンターの実情等を踏まえ、必要に応じて本方針を見直します。